

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 都議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の開会の日までの間に開かれる会議及び委員会（理事会を含む。）（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該定例会の開会の日属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

一 公務上の災害又は通勤による災害

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。

三 出産

四 前三号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの

五 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であつて、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの

2 前項本文の規定は、当該都議会議員が、議員報酬を支給しないこととされた月以降に会議等に出席した日の属する月以降の議員報酬については、これを適用しない。

第六条に次の一項を加える。

3 都議会議員がその任期中に長期欠席し、第四条の三第一項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から、当該額に基準日前六箇月以内の期間における

議員報酬が支給されなかつた月数を当該基準日前六箇月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

議員がその職責を果たす重要な場である会議及び委員会を長期にわたり欠席した場合は、議員報酬等を支給すべきではないため、議員報酬等の支給に係る事項について、新たに規定を設ける必要がある。